

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則
○建築基準法施行細則の一部を改正する規
則 (建築指導課) 341

告 示
○クリーニング師の研修及び業務従事者に
対する講習の指定 (生活衛生課) 343
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定
(地域福祉推進課) 344

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
() 345

○生活保護法に基づく指定医療機関の休止
()

○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退
()

○生活保護法に基づく指定介護機関の変更
()

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
() 346

○生活保護法に基づく指定施術機関の指定
()

○生活保護法に基づく指定施術機関の変更
()

○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止
() 347

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定医療機関の指定 ()

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定医療機関の廃止 ()

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定医療機関の休止 (地域福祉推進課) 348

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定医療機関の辞退 ()

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定介護機関の変更 ()

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定介護機関の廃止 () 349

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定施術機関の指定 ()

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定施術機関の変更 ()

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ
く指定施術機関の廃止 () 350

○道路の区域変更 (山城北土木事務所)

公 告

○府営土地改良事業計画の決定 (丹後広域振興局)

○国土調査の成果の認証 (用地課)

○建築基準法に基づく区域の認定 (山城北土木事務所) 351

○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第60号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「とする」を「(同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物であるものを除く。)とする」に改め、同項第1号中「(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物(法第12条第1項に規定する政令で定める建築物をいう。以下同じ。)である建築物を除く。)」を削り、同項第2号中「(法定報告建築物を除く。)で」を「であつて」に改め、同条第4項の表中「平成28年度」を「令和7年度」に、「平成29年度」を「令和8年度」に、「平成30年度」を「令和9年度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定建築物の定期報告に係る付加調査項目等)

第11条の2 法第12条第1項の規定による調査は、施行規則第5条第2項の規定により国土交通大臣が定めるもののほか、当該調査をすべき建築物に係る別表第4の用途欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の調査項目欄に掲げる項目を同表の調査方法欄に掲げる方法により調査した結果について、同表の判定基準に掲げる基準に該当するかどうかを判定することにより、行わなければならない。

第12条第2項中「2月」を「3月」に改める。

第13条第1項中「第16条第1項各号」を「第16条第1項に規定する政令で定める建築物」に、「)及び」を「)又は」に、「に係る」を「であるものに係る」に改める。

第14条第2項中「1月」を「3月」に改める。

第19条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第11条の2関係）

項番号	用途	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	下宿、共同住宅又は寄宿舎	常閉防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下同じ。）	扉の閉鎖又は作動の障害となる、物品の放置及び照明器具、懸垂物等の設置等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)			扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)			固定の状況		扉が開放状態に固定されていること。
(5)			作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、及び扉の質量により運動エネルギーの値を確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等によりその閉鎖力を測定する。ただし、これらの点検を3年以内実施した記録がある常閉防火扉については、当該記録により確認することで足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
(6)	居室の採光及び換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
(7)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

(8)		特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(9)		防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(10)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(11)		非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況		
(12)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(13)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(14)	(1)から(13)までの用途以外のもの	(1)から(5)までの各調査項目		(1)から(5)までの各調査方法	(1)から(5)までの各判定基準

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

告 示

京都府告示第287号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 主催者の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
 所在地 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ

東館1階

3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日程及び会場

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和7年 11月16日 (日)	京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70)	40人

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和7年 10月1日 (水)	京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70)	40人

4 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和7年9月26日(金)	第1型研修の受講が困難な者	60人
受付締切日	令和7年10月30日(木)		
レポートの提出締切日	令和7年11月25日(火)		

(2) 第2型講習

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和7年8月14日(木)	第1型講習の受講が困難な者	50人
受付締切日	令和7年9月16日(火)		
レポートの提出締切日	令和7年10月10日(金)		

5 第1型研修及び第1型講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	時間1
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1
洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1

6 第2型研修及び第2型講習の科目及びレポートの課題

科目及びレポートの課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

7 受講料

- (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
- (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円

8 受講についての問合せ先
公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 661-6661)



京都府告示第288号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に

より、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
ソレイユ薬局 わくいち店	福知山市和久市町295 フルフラットビル1FB 号	松本 周三	令 7. 5. 1
かわむら内科 クリニック	宇治市広野町西裏99	川村 知央	7. 4. 1
やまもと調剤 薬局	宇治山本27の17	株式会社スト レチア	〃
明德調剤薬局 宇治駅前店	〃 〃 戸ノ内84の12	〃	〃
かわさき内科 循環器科クリ ニック	宮津市外側2505の1	河崎 貴宣	7. 5. 1
ゴダイ薬局宮 津駅前店	〃 〃 2505の8	ゴダイ株式 会社	〃
ぼくクリニック 糖尿病・内 分泌内科・甲 状腺内科	向日市寺戸町初田27の10 MINAMI BLDG 2F	朴 貴典	〃
アイン薬局東 向日店	〃 〃 〃 〃 MINAMI BLDG 1F	株式会社ア インファ マシーズ	〃
しろいお城の こどもクリニ ック	長岡京市長岡2丁目26の 13	医療法人杏 華会	〃
しんデンタル クリニック	〃 〃 〃 3の 15 パネフリビル1F	山口 晋	〃
なかえ皮膚科 クリニック	八幡市八幡沓田5の2	医療法人グ リーンズウ ォード	〃
あだち眼科	〃 川口小西9の7	足立 初冬	7. 4. 1
みけねこ薬局 八幡店	〃 八幡沓田5の2	株式会社ト リニティ	7. 5. 1
高屋歯科医院 口腔機能管理 クリニック	南丹市園部町宮町102	高屋 翔	7. 4. 1
あさがお薬局	木津川市木津池田30の9	株式会社グ ラム	〃
エンシア訪問 看護ステーシ ョン	〃 相楽台9丁目1 の1	株式会社T otal healt h des ign	〃
医療法人のぞ み天王山草野 クリニック	乙訓郡大山崎町字大山崎 小字高橋10の2	医療法人の ぞみ	〃
社会医療法人 岡本病院(財 団)訪問看護 ステーション ふれあい	久世郡久御山町佐山西ノ 口138	社会医療法 人岡本病院 (財団)	〃
和東町国民健 康保険診療所	相楽郡和東町大字釜塚小 字生水15	和東町	〃

京都府告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
白波瀬医院	綾部市岡町鳥居27の3	白波瀬 均	令 7. 3. 31
竹中内科医院	宇治市広野町西裏99	竹中 正純	〃
明德調剤薬局 宇治駅前店	〃 宇治戸ノ内84の12	株式会社オージープラン	〃
やまもと調剤 薬局	〃 〃 山本27の17	〃	〃
訪問看護ステーションまどか	長岡京市粟生梶ヶ前25の2	株式会社まどか	6. 11. 25
西村外科医院	京田辺市大住ヶ丘1丁目16の3	西村 完生	7. 3. 31
高屋歯科医院	南丹市園部町本町22	高屋 毅史	〃
あさがお薬局	木津川市木津池田30の9	株式会社調剤. com	〃
天王山草野クリニック	乙訓郡大山崎町大山崎高橋10の2	草野 超夫	〃
和東町国民健康保険診療所	相楽郡和東町大字南小字川口44	和東町	〃

京都府告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休止年月日
相楽広域行政組合相楽休日 応急診療所	木津川市木津上戸15	相楽広域行政組合	令 7. 3. 31

京都府告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
医療法人りんご会しかた小 児科医院	舞鶴市宇引土324	四方 卓磨	令 7. 4. 25
伊原薬局	向日市寺戸町大牧1の192	伊原 節子	7. 4. 12

京都府告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者		サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新	日本赤十字社	訪問看護	舞鶴赤十字訪問看護ステーション	舞鶴市字倉谷427	令
旧	日本赤十字社京都府支部				7. 4. 1
株式会社まどか		訪問介護・訪問型サービス（独自）	まどか訪問サービスステーション	新 長岡京市粟生梶ヶ前25の2	元. 12. 1
				旧 向日市上植野町西小路26	



京都府告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
ALSOKライフサポート株式会社	訪問介護・訪問型サービス（独自） ・居宅介護支援	ALSOKライフサポート宇治ケア	宇治市菟道田中20の1	令 7. 3. 31



京都府告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
菊辻 直樹	訪問鍼灸マッサージKEIROW京都上京区ステーション	京都市上京区上立売通室町西入上立売町16	令 7. 4. 15
藤塚 結以	永田東洋鍼灸整骨院	// 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1F	7. 4. 16
松本 優耶	訪問鍼灸マッサージたろはな	福知山市厚中町109	7. 4. 14
谷 智絵	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1F	7. 4. 7

京都府告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
戸田 麻代	新 訪問鍼灸マッサージたろはな	福知山市厚中町109	令 7. 4. 1
	旧 たろはな訪問鍼灸院		

永濱 康孝	新	訪問鍼灸マ ッサージた ろはな	福知山市厚中町109	7. 4. 1
	旧	たろはな訪 問鍼灸院		
森本 泰広	新	訪問鍼灸マ ッサージた ろはな	"	"
	旧	たろはな訪 問鍼灸院		



京都府告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
内田 昭子	たろはな訪問鍼灸院	福知山市厚中町109	令 7. 2. 28



京都府告示第297号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
ソレイユ薬局わくいち店	福知山市和久市町295フルフラットビル1FB号	松本 周三	令 7. 5. 1
かわむら内科クリニック	宇治市広野町西裏99	川村 知央	7. 4. 1
やまもと調剤薬局	" 宇治山本27の17	株式会社ストレッチア	"
明德調剤薬局宇治駅前店	" " 戸ノ内84の12	"	"

かわさき内科循環器科クリニック	宮津市外側2505の1	河崎 貴宣	7. 5. 1
ゴダイ薬局宮津駅前店	" " 2505の8	ゴダイ株式会社	"
ぼくクリニック糖尿病・内分泌内科・甲状腺内科	向日市寺戸町初田27の10 MINAMI BLDG 2F	朴 貴典	"
アイン薬局東向日店	" " " " MINAMI BLDG 1F	株式会社アインファーマシーズ	"
しろいお城のこどもクリニック	長岡京市長岡2丁目26の13	医療法人杏華会	"
しんデンタルクリニック	" " " " 3の15 パネフリビル1F	山口 晋	"
なかえ皮膚科クリニック	八幡市八幡沓田5の2	医療法人グリーンズウォード	"
あだち眼科	" 川口小西9の7	足立 初冬	7. 4. 1
みけねこ薬局八幡店	" 八幡沓田5の2	株式会社トリニティー	7. 5. 1
高屋歯科医院口腔機能管理クリニック	南丹市園部町宮町102	高屋 翔	7. 4. 1
あさがお薬局	木津川市木津池田30の9	株式会社グラム	"
エンシア訪問看護ステーション	" " " " 相楽台9丁目1の1	株式会社Total health design	"
医療法人のぞみ天王山草野クリニック	乙訓郡大山崎町字大山崎小字高橋10の2	医療法人のぞみ	"
社会医療法人岡本病院（財団）訪問看護ステーションふれあい	久世郡久御山町佐山西ノ口138	社会医療法人岡本病院（財団）	"
和東町国民健康保険診療所	相楽郡和東町大字釜塚小字生水15	和東町	"



京都府告示第298号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
白波瀬医院	綾部市岡町鳥居27の3	白波瀬 均	令 7. 3. 31
竹中内科医院	宇治市広野町西裏99	竹中 正純	〃
明德調剤薬局 宇治駅前店	〃 宇治戸ノ内84の12	株式会社オージープラン	〃
やまもと調剤薬局	〃 〃 山本27の17	〃	〃
訪問看護ステーションまどか	長岡京市粟生梶ヶ前25の2	株式会社まどか	6. 11. 25
西村外科医院	京田辺市大住ヶ丘1丁目16の3	西村 完生	7. 3. 31
高屋歯科医院	南丹市園部町本町22	高屋 毅史	〃
あさがお薬局	木津川市木津池田30の9	株式会社調剤.com	〃
天王山草野クリニック	乙訓郡大山崎町大山崎高橋10の2	草野 超夫	〃
和東町国民健康保険診療所	相楽郡和東町大字南小字川口44	和東町	〃



京都府告示第299号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144

号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西脇 隆俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休止年月日
相楽広域行政組合相楽休日応急診療所	木津川市木津上戸15	相楽広域行政組合	令 7. 3. 31



京都府告示第300号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西脇 隆俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
医療法人りんご会しかた小児科医院	舞鶴市宇引土324	四方 卓磨	令 7. 4. 25
伊原薬局	向日市寺戸町大牧1の192	伊原 節子	7. 4. 12



京都府告示第301号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西脇 隆俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新 日本赤十字社	訪問看護	舞鶴赤十字訪問看護ステーション	舞鶴市字倉谷427	令 7. 4. 1
旧 日本赤十字社京都府支部				

株式会社まどか	訪問介護・訪問型サービス（独自）	まどか訪問サービスステーション	新	長岡京市粟生梶ヶ前25の2	元. 12. 1
			旧	向日市上植野町西小路26	



京都府告示第302号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
ALSOKライフサポート株式会社	訪問介護・訪問型サービス（独自） ・居宅介護支援	ALSOKライフサポート宇治ケア	宇治市菟道田中20の1	令 7. 3. 31



京都府告示第303号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
菊辻 直樹	訪問鍼灸マッサージK E i R O W京都上京区ステーション	京都市上京区上立売通室町西入上立売町16	令 7. 4. 15
藤塚 結以	永田東洋鍼灸整骨院	// 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1F	7. 4. 16
松本 優耶	訪問鍼灸マッサージたるはな	福知山市厚中町109	7. 4. 14
谷 智絵	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1F	7. 4. 7

京都府告示第304号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
戸田 麻代	新 訪問鍼灸マッサージたるはな	福知山市厚中町109	令 7. 4. 1
	旧 たるはな訪問鍼灸院		

永濱 康孝	新	訪問鍼灸マ ッサージた ろはな	福知山市厚中町109	7. 4. 1
	旧	たろはな訪 問鍼灸院		
森本 泰広	新	訪問鍼灸マ ッサージた ろはな	"	"
	旧	たろはな訪 問鍼灸院		



京都府告示第305号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
内田 昭子	たろはな訪問鍼灸院	福知山市厚中町109	令 7. 2. 28



京都府告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年5月27日から令和7年6月10日まで縦覧に供する。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宇治小倉停車場線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市小倉町神楽田14の1から	前	最小 6.3 ^m	18.2 ^m
		最大 8.4	
宇治市小倉町神楽田5の1まで	後	最小 8.4	
		最大 8.4	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により府営土地改良事業（徳光地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
府営土地改良事業（徳光地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年5月27日から令和7年6月16日まで
- 3 縦覧の場所
京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録を閲覧することができる。
また、京丹后市役所（大宮庁舎）において関係書類を閲覧することができる。



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 調査を行った者の名称
宮津市
- (2) 調査を行った時期
平成16年6月1日から令和5年2月15日まで
- (3) 成果の名称
宮津市（字宮村、京口、馬場先、鍛冶の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宮津市字宮村、京口、馬場先、鍛冶の一部
- (5) 認証年月日

- 令和7年5月14日
 (国土交通大臣の承認年月日 令和7年4月25日)
- 2(1) 調査を行った者の名称
 久御山町
- (2) 調査を行った時期
 令和元年7月1日から令和5年12月12日まで
- (3) 成果の名称
 久御山②-1 (佐古の一部) の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
 久世郡久御山町佐古の一部
- (5) 認証年月日
 令和7年5月14日
 (国土交通大臣の承認年月日 令和7年4月25日)
- 3(1) 調査を行った者の名称
 宮津市
- (2) 調査を行った時期
 平成18年6月1日から令和6年5月31日まで
- (3) 成果の名称
 宮津市(字大垣、江尻、中野、難波野)の一部の
 地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
 宮津市字大垣、江尻、中野、難波野の一部
- (5) 認証年月日
 令和7年5月14日
 (国土交通大臣の承認年月日 令和7年4月25日)
- 4(1) 調査を行った者の名称
 宇治田原町
- (2) 調査を行った時期
 平成30年6月14日から令和4年2月22日まで
- (3) 成果の名称
 宇治田原③-1 (宇治田原町大字荒木・岩山・立
 川) の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
 綴喜郡宇治田原町大字荒木、岩山、立川の一部
- (5) 認証年月日
 令和7年5月14日
 (国土交通大臣の承認年月日 令和7年4月25日)
- 5(1) 調査を行った者の名称
 宮津市
- (2) 調査を行った時期
 平成19年6月4日から令和6年5月31日まで
- (3) 成果の名称
 宮津市(字江尻、大垣、中野、難波野の一部) の
 地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
 宮津市字江尻、大垣、中野、難波野の一部
- (5) 認証年月日
 令和7年5月14日
 (国土交通大臣の承認年月日 令和7年4月25日)
- 6(1) 調査を行った者の名称
 宮津市
- (2) 調査を行った時期
 平成21年6月19日から令和6年5月31日まで

- (3) 成果の名称
 宮津市(字江尻、中野)の一部の地籍図及び地籍
 簿
- (4) 調査を行った地域
 宮津市字江尻、中野の一部
- (5) 認証年月日
 令和7年5月14日
 (国土交通大臣の承認年月日 令和7年4月25日)



建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1
 項の規定による認定を次のとおり行った。
 なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所にお
 いて縦覧に供する。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認 定 年 月 日	所管土木 事務所名	建築物の 位 置	対象区域に含まれる 土地の地名地番
令 7. 5. 19	京都府山 城北土木 事務所	上記関係 図書に表 示のとおり	八幡市男山雄徳9の1、9の3



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に
 関する工事が次のとおり完了した。

令和7年5月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 綴喜郡宇治田原町大字立川小字金井谷1の6、1の
 53、小字中畑2の2、3、3の1、3の3、3の4、
 4の1、4の3、4の4、5の1、6の1、7、7の
 1、69、70の1、70の3、75から79まで
 (関連区域)
 綴喜郡宇治田原町大字立川小字金井谷1の7の一
 部、2の3の一部、小字中畑2の4、4の2、5の2、
 町有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷小字西塔ヶ谷1の4
 (宇治田原工業団地)
 株式会社村井製作所